

青森県報

令和六年
一月十二日
(金曜日)
第七百十号

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格………(交通規制課) : 三

公安委員会

告
示

青森県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

目次

告示

- 道路の区域の変更……………(道路課) : 一
- 道路の供用の開始……………(同) : 一

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) : 二

番号	面積
県道	種類
線馬門野辺地	路線名

上北郡野辺地町字下御手洗瀬一の三から 上北郡野辺地町字馬門道二五の九まで	変更の区間
---	-------

後	前	変更の前後別
路線名	供用開始の区間	の供用開始日
線馬門野辺地	上北郡野辺地町字下御手洗瀬一の三から 上北郡野辺地町字下御手洗瀬三の一まで	令和六・一・三

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和六年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

公 告

青森県知事 宮下宗一郎

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和六年一月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七六	田	五三七
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七七	田	九〇三
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七八	田	五五五
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七九	田	一五九
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛八〇	田	八四
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛八二	田	九九
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛八三	田	一二四

二 利用権の内容

農 地 の 区 分	利 用 権 の 内 容
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七六	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農 地 の 区 分	利 用 権 の 始 期	利 用 権 の 始 期	賃借権	賃借権	賃借権	賃借権
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七七	令和六年三月一日	令和六年三月一日	賃借権	賃借権	賃借権	賃借権
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七八	令和六年三月一日	令和六年三月一日	賃借権	賃借権	賃借権	賃借権
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七九	令和六年三月一日	令和六年三月一日	賃借権	賃借権	賃借権	賃借権
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛八〇	令和六年三月一日	令和六年三月一日	賃借権	賃借権	賃借権	賃借権
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛八二	令和六年三月一日	令和六年三月一日	賃借権	賃借権	賃借権	賃借権
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛八三	令和六年三月一日	令和六年三月一日	賃借権	賃借権	賃借権	賃借権

四 借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	借 賃 に 相 当 す る 补 償 金 の 額 (円)
南津軽郡田舎館村大字高槌字石盛七六	五年

六 南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七		二七、〇〇〇
七 南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七	四六、〇〇〇	
八 南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七	二八、〇〇〇	
九 南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八	八、〇〇〇	
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八	四、〇〇〇	
○ 南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八	五、〇〇〇	
二 南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八	六、〇〇〇	
三 南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八		
農地の区分	所有者等に係る情報	
南津軽郡田舎館村大字高 樋字石盛七六	令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知 できない状態となつていてる。	
南津軽郡田舎館村大字高 樋字石盛七七	令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知 できない状態となつていてる。	
南津軽郡田舎館村大字高 樋字石盛七八	令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知 できない状態となつていてる。	
南津軽郡田舎館村大字高 樋字石盛七九	令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知 できない状態となつていてる。	
南津軽郡田舎館村大字高 樋字石盛八〇	令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知 できない状態となつていてる。	
南津軽郡田舎館村大字高 樋字石盛八一	令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知 できない状態となつていてる。	
南津軽郡田舎館村大字高 樋字石盛八二	令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知 できない状態となつていてる。	

五 補償金の支払の方法
利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託する

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

青森県警察本部長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項及び第二百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第二百六十七条の五第二項及び第二百六十七条の十一第三項において準用する同令第二百六十七条の五第二項の規定により公示する。

令和六年一月一二日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 地方自治法施行令第二百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被輔助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(二) 地方自治法施行令第二百六十七条の四第二項各号（同令第二百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の

使人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第

南津軽郡田舎館村大字高
樋字石盛八三

令和四年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知
できない状態となつていてる。

七十七号。以下「法」という。) 第二条第一号に規定する暴力団をいう。)

(五)

次に掲げる者

ア 暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)

イ 役員等(法人にあっては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与(以下この号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)における自己資本額

イ 決算における事業に従事する職員数

表した比率
四 営業年数

(五) 審査基準日までの営業年数
障害者雇用状況

〔障害者雇用促進法〕という。)第四十三条第七項に規定する事業主にあっては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあっては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有する者をいう。)の常時雇用する人数とする。

(六) ISO認証取得
審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・14001)の認証取得の有無

(七) 青森県健康経営事業所認定取得
審査基準日における青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定取得の有無
(八) 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得
審査基準日における青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、令和六年一月十二日から同月三十一日までとする。
ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通規制課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの)

(四) 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分の原本）

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

（五）許認可証等の写し

契約の履行に關し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

（六）障害者雇用状況報告書等の写し

ISO認証取得登録証の写し

（八）青森県健康経営事業所認定証の写し

（九）あおもり働き方改革推進企業認証書の写し

（十）役員等一覧表（様式第三号）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(十)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外貨換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から令和九年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、（ただし、3については、新たに就任した場合に限る。）、又は営業を休業するときは若しくは廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第四号）を提出しなければならない。

ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第3

号）を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 所在地又は住所（本店又は経営規模等総括表（様式第一号）に記載している支店等の所在地又は住所）

3 代表者、取締役、監査役等の役員

4 電話番号又はファクシミリの番号

5 その他競争入札参加資格に關し重要と認められる事項

6 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和九年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

年 月 日

様式第2号 経 営 規 模 等 総 括 表

審査値	格付
-----	----

青森県警察本部長殿

区分	新規・継続
----	-------

競争入札参加資格審査申請書

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

本申請の部署名	担当者名
担当者番号: J-071125	
希望する業務の提供	
希望する業務	

青森県が結結する役務の提供を受けた契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

		平均生産額		直前第2年度決算①		直前第1年度決算②		平均生産額(①+②)/2		(単位:千円)	
又は販売額		資本額		純資産合計(元入金)							
自己資本額		技術関係職員	事務関係職員	その他の人	計						
職員数		人	人	人	人						
流動比率		流動資産()	流動負債()	× 1 0 0 =							
當業年数		創業日	現組織変更日	営業中斷期間	通算年数						
		年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	年						
障害者雇用状況		障害者雇用状況報告義務		有	無						
I S O 認証取得		法定雇用率達成	有	無	雇用障害者数						
青森県健康経営事業所認定取得		IS09001又はISO14001	有	無	「あおもり働き方改革推進企業」認証取得						

記											
1 希望する業務											
役務の提供											
2 希望する業種(複数業種記入禁止)											
(注) 太枠の欄は、記入しないでください。											

注) 申請書は各業種毎に個別に申請してください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

様式第3号

役員等一覧表

商号又は名称:

1	〒_____	電話番号	FAX番号	役職	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	年 月 日現在 住所
2	〒_____							
3	〒_____							
4	〒_____							
5	〒_____							
6	〒_____							
7	〒_____							
8	〒_____							
9	〒_____							
10	〒_____							
11	〒_____	電話番号	FAX番号					
12	〒_____	電話番号	FAX番号					
13	〒_____	電話番号	FAX番号					
14	〒_____	電話番号	FAX番号					
15	〒_____	電話番号	FAX番号					
16	〒_____		FAX番号					

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

- (1)法人にあっては、商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)記載の全役員
(2)法人でない団体にあっては、代表者、理事その他の法人における経営に事実上参加している

役員と同等の責任を有する者

- (3)個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)

注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4紙長とする。

様式第4号

青森県警察本部長殿

年月日

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業・廃業したので

届出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事實と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
廃業月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一號	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十九銭